

# 福島県広域行政推進指針(概要版)

～ インターネット・ダウンロード版 ～



地方分権が実行の段階に入り、住民に最も身近な行政主体である市町村の役割はますます重要となってきました。他方で、市町村は、行財政基盤を強化し、住民負担の抑制をしつつ新たな行政需要に対応していくなど、さまざまな解決すべき課題に直面しており、これらの課題の解決のため、これまで以上に広域的な連携が必要となっています。

地域の行政のあり方は地域で決定するのが地方自治の本旨であり、それぞれの市町村が今後どのような広域的連携を図るのかは、各地域において自主的、主体的に検討されなければなりません。

それぞれの市町村をあらためて見つめ直し、その将来をどのようにするのか思い描き、市町村合併を含めた広域行政について考えてみませんか。

## 福 島 県

# 1 どうして広域行政が必要なのでしょう？

## 1 住民の日常生活圏の拡大

交通基盤の整備、情報・通信手段の発達などにより住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大しています。

こうした中で、行政サービスの広域的提供や行政サービスの受益と負担の関係の適正化、土地利用や都市計画などのまちづくりの広域的、一体的展開などが求められています。

## 4 新たな行政需要の発生

国民の価値観、生活様式の多様化等、新たな時代潮流の中で、男女共同参画社会の形成、情報化、環境保全対策等新たな行政需要が生じてきています。

市町村は、専任の職員を配置するとともに、専門的な知識・技能を備えた職員を確保し、こうした行政需要に的確かつ効率的に対応することが求められています。

## 2 地方分権の進展

地方分権が実行段階に入り、国と地方との関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、これまで県の事務であったものの一部が市町村の事務となったり、国が市町村の事務を拘束していた様々な通達が廃止され、市町村が自らの判断で事務・事業を執行できる範囲が広がりました。

市町村は、職員がそれぞれの事務を専門的に行える体制を整えて職員の職務能力を向上させ、多様化する住民ニーズに自らの判断と責任で的確に応えることが求められています。

## 5 厳しい財政状況

国及び地方の借入金残高は、平成 13 年度末に 666 兆円、そのうち地方の借入金残高は 188 兆円と膨大な額に上る見込みです。県内市町村の財政指標も全体的には悪化してきています。

市町村が自らの判断で主体的に行政サービスを提供し、まちづくりなどを行っていくためには、それぞれの市町村において行政の効率化を図りながら、行財政基盤を強化することが求められます。

## 3 少子高齢化の進行

女性 1 人が一生に平均何人の子供を産むかを表す数値である合計特殊出生率は、本県では平成 11 年に 1.63 まで低下し、全国平均よりは高いものの、人口を維持するのに必要な水準を下回っており、人口の増加はあまり期待できません。一方、高齢化は全国を上回るペースで進むと見込まれます。人口減少と高齢化が進み、地域社会の担い手たる人々が減少する中で、住民負担の増加を抑制しながら、行政サービスを維持し、さらに向上するための取組みが求められています。

市町村は、これらの課題を総合的に解決する必要がありますが、それぞれの市町村単独での取組みには限界があり、広域的な連携が必要です。その手法としては広域連合や、とりわけ市町村合併が有効な手段です。

## 2 広域行政にはどのような制度があるのでしょうか？

### 1 広域連合

#### (1) 広域連合の内容

市町村が事務を共同処理する仕組みとしては、「一部事務組合」や「機関の共同設置」などがあり、県内でも様々な事務にこれらの制度が活用されてきました。しかし、一部事務組合などは組織の柔軟性に欠けるなどの問題があり、これらを解決するため、新たな広域行政体制として「広域連合」が制度化されています。

#### ア. 広域連合のメリット

事項	広域連合のメリット
構成市町村との関係	構成市町村に対して広域的に取り組むべき事務に関して広域連合の事務とするよう要請したり、広域計画に基づき事務を行うよう構成市町村に勧告できるなど、構成市町村に対する主体性が強化されています。
議員、長の選出方法	構成市町村議会、構成市町村長による間接選挙又は住民による直接選挙により選出することとされ、住民の意思がより強く反映されます。
住民による直接請求	市町村に対すると同様に条例制定・改廃、事務監査、議員・長の解職請求等ができ、住民の意思を反映しやすくなっています。
関係機関などとの意見調整	国の地方行政機関の長、県知事、公共的団体等の代表者、学識経験者などを入れた協議会を設けて、広域計画の円滑な推進のために必要な協議を行えます。
構成団体	県が参加でき、市町村だけでは解決が困難な地域課題に県と市町村が共同で取り組むなどの柔軟な対応が可能です。

#### イ. 広域連合のデメリット

広域連合も、いろいろなメリットはあるものの、一部事務組合などと同様に、その主体性が発揮できない、責任が不明確になる、迅速・的確な意思決定を行うことができないなどの問題点が指摘されています。

#### (2) 広域連合活用の視点と連携の範囲の考え方

広域連合の活用について検討する場合の視点やそれに対応する連携の範囲は次のように考えられます。

	活用の視点	広域的連携の範囲
広域連合のメリットを活かす。	合併を検討したものの、単に地域を一体化しただけでは課題に十分に対応できないと判断された場合に、地域の特定の課題に対応するための方策として活用できます。市町村だけでは対応が困難な場合に、県と市町村が共同で事業を実施するなど、地域課題解決のために県の参加を求めるとも可能です。	共通する課題は何か、その課題に効果的、効率的に取り組むために適切な範囲はどの程度かという視点から課題ごとにその範囲を検討します。 一般的には、広域市町村圏を一つの目安として各地域の実態に応じて検討することが考えられます。
合併のための一体感の醸成	将来的には合併の必要性があるものの、地域の事情によりすぐに合併できない地域などにおいて、広域連合により地域の課題に共同して取り組むことで地域の一体感を醸成し、合併を円滑に行えるようにします。	通常、合併を前提としてその範囲が決定されていると考えられます。

## 2 市町村合併

広域連合のような問題の生ずることのない市町村合併は、地域の課題を総合的に解決するための有効な手段です。

### (1) 市町村合併のメリット（期待される効果）

#### 行政サービスの維持・向上

様々な分野に専任の職員や組織の設置ができ、多様化する行政需要に的確に対応することが可能になります。

- 市町村の境界がなくなることにより、
- ・合併前の他市町村の公共施設の利用が可能になります。
- ・住民票の交付等の窓口サービスの居住地以外での利用が可能になります。
- ・同種の公共施設の重複建設の回避やより大規模な施設の建設が可能になります。

中核市への移行や市制施行に伴い、国や県からの権限移譲や保健所、福祉事務所の設置により自主的な事業展開が可能となるとともに、住民に身近な事務が早く処理されるようになり、住民の利便性が向上します。

#### 広域的な視点に立った地域振興の推進

- 市町村の区域が拡大することにより、
- ・道路の連結が旧市町村界でも円滑に行われるようになり、機能的な道路網の整備が図れます。
- ・広域的な視点に立った、地域の個性を生かしたまちづくりをより効果的に行えるようになります。
- ・環境問題、廃棄物対策、災害対策など、広域的な取組みを必要とする課題に対し、より効果的・効率的な施策を展開できます。

#### 行政の効率化、行財政基盤の充実

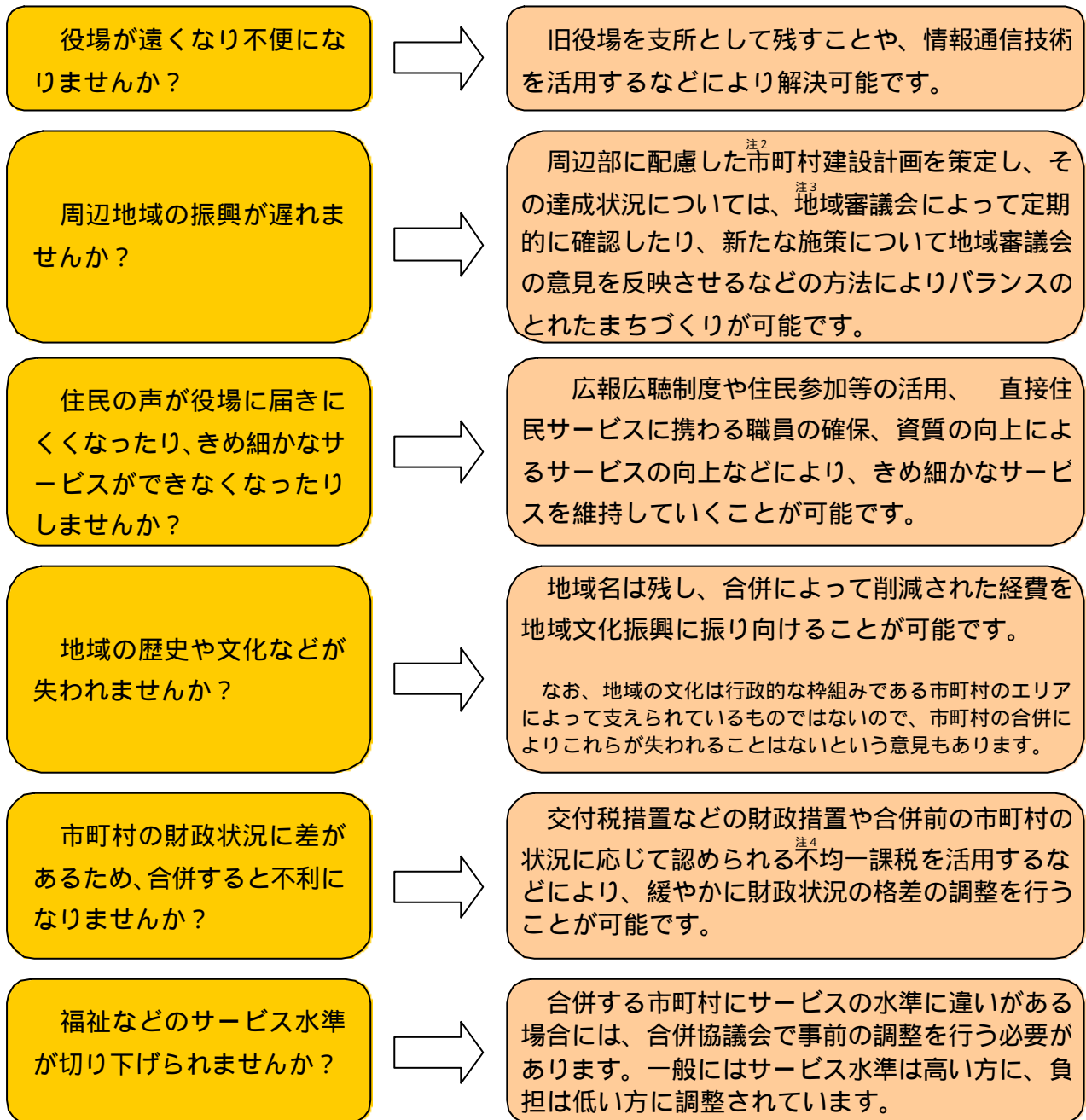
重複する管理部門や各種委員会、その事務局の効率化が図られ、それにより生み出された経費やマンパワーを住民に直結する行政サービス部門や事業実施部門に充てることができるので、経費や職員数を増加させることなく、行政サービスの充実とともに行財政の充実強化を図ることができます。

#### 地域のイメージのアップ

市制施行や、より大きな市町村が誕生することによって、地域のイメージが向上します。

## (2) 市町村合併について懸念されるデメリットとその対応策

市町村合併に対して市町村や地域住民の方々が懸念するデメリットについては、一般的にはいずれも次のように対応することで解決できると考えられます。また、これらの問題については、<sup>注1</sup>合併協議会でメリットを最大にし、デメリットを最小のものとするよう事前に十分な解決方法、対応策を検討することが重要です。



注1) 合併協議会とは、合併をしようとする市町村が市町村建設計画の作成等、合併に関する協議を行うために設置する協議会です。関係市町村の議会の議員、長、その他の職員で構成されます(学識経験者を加えられます。)

注2) 市町村建設計画とは、合併後の市町村の建設の基本方針、根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備、財政計画等、合併後の市町村の建設に関する基本的な事項を定める計画です。

注3) 地域審議会とは、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するために、合併前の市町村の協議により、合併前の市町村の区域を単位として期間を定めて置かれる審議会であって、合併後の市町村長の諮問に応じて審議したり、意見を述べたりします。

注4) 合併する市町村の地方税の賦課や財産の価格、負債の額に著しい差異がある場合に、合併した年度及びこれに続く3か年度に限り不均一の課税をすることができます。

### (3) 市町村合併の場合の連携の範囲

#### 市町村合併の範囲検討の視点

市町村合併をする場合の連携の範囲を検討する際の視点は次のように考えられます。

今までのそれぞれの市町村の結びつきはどのようなものか。  
地域の将来像をどのように考えるのか。  
その地域で解決すべき共通課題は何か。

それぞれの市町村の課題、歴史や伝統、住民感情、地形、地勢など、様々な要因によって異なるため、地域に即した検討が必要です。

合併後の市町村の人口規模をどうするのか。  
合併後の市町村の人口規模に応じたような行政サービスができるのか。

「中核市・特例市志向型」、「都市機能強化型」、「市制施行型」、「行財政基盤強化型」に類型化できます。

合併による行財政の効率化にはどのようなものがあるのか。

合併後の市町村と類似する団体との比較により行財政効率化の程度を試算できます。

#### 市町村合併の類型ごとの行政サービスの例

類型	行政サービスの例
中核市・特例市志向型（人口 30 万人・20 万人以上）	【合併後の人口が 30 万人以上で中核市に移行する場合】 保健・福祉、都市計画などに関する権限が大幅に移譲されます。特に保健所設置市となることにより総合的な保健・福祉行政の実施や廃棄物対策などの環境保全行政などの充実が可能となります。 【合併後の人口が 20 万人以上で特例市に移行する場合】 都市計画などの土地利用に関する一定の権限が移譲され、これまで以上に地域の実情に応じたまちづくりが可能となります。
都市機能強化型	例えば、市とその周辺の町村が一つの生活圏を形成している場合における、中核となる都市の都市的機能の充実や周辺地域の豊かな自然を活用したまちづくりなど、総合的な地域振興施策の展開などが考えられます。
市制施行型	福祉事務所を設置することとなり、福祉行政を総合的に展開することが可能となります。また、「市」となることによりイメージアップが図られるなど、地域づくりの新たな展開の可能性が生まれます。
行財政基盤強化型	管理部門のコストの縮減や効率的な施設の配置、利用が可能となり、行財政の効率化が図られます。職員の事務分担を見直し、各職員が専門的にそれぞれの業務を担当することで行政サービスをより向上させることができます。

と の行政サービスの例については全ての類型に共通するものです。

#### 市になるための要件の緩和

市になるためには、原則、人口（5 万人以上）、中心市街地の戸数の割合、産業構造などの要件を満たすものとされていますが、市町村合併による場合には、一定の例外が認められています。

区分	要件	期限
4 万市特例	中心市街地の戸数の割合などの要件を全て満たしていれば、合併後の人口が 4 万人以上の場合、市となれます。	平成 17 年 3 月 31 日までに合併した場合
市の全域を含む合併に関する特例	従来市であった区域の全域を含む新設合併については、通常の市の要件のいずれも満たさなくても市となれます。	平成 17 年 3 月 31 日までに合併した場合
3 万市特例	合併後の人口が 3 万人以上の場合、通常の市の要件のいずれも満たしていなくても、市となれます。	平成 16 年 3 月 31 日までに合併した場合

### 3 広域行政の推進に市町村や県はどのように取り組むのでしょうか？

#### 1 市町村の取組み

市町村では、まず、それぞれの市町村を取り巻く状況とその状況から発生する課題を明らかにし、それらの課題を解決するにはどのような方策があるのか、その方策の一つとして市町村合併の有効性について検討を行う必要があります。

なお、この検討の過程においては、広域連合について検討する場合も生じてきます。

市町村合併は、地域の将来を左右するものであり、その有効性についての検討は広く住民とともに取り組むことが大切です。そこで、市町村は、住民に対して市町村合併が有効であるかどうかを判断するための分かりやすい情報提供を行う必要があります。

市町村が住民に提供する情報内容の例	現在の財政状況と今後の見通しに関する情報 住民負担と行政サービスの関係に関する情報 適切な予測に基づく将来の人口推計 市町村合併、広域連合の制度などに関する分かりやすい情報 その他（市町村の組織や職員数、議員数、専門職員の配置状況、給与の状況など）
検討を行う場	市町村長を中心とした検討の場 市町村議会議員による検討の場 住民による検討の場 市町村、市町村議会、住民がともに検討する場 単独の市町村により検討するだけでなく、地域課題を共有する市町村が共同して取り組むことも有効です。

#### 2 県の取組み

広域行政に関する理解を深めるための取組み

広域行政に関するシンポジウムの開催  
広域行政に関するセミナーの開催  
市町村長、市町村議会議員を対象とした広域行政に関するセミナーを地域ごとに開催します。

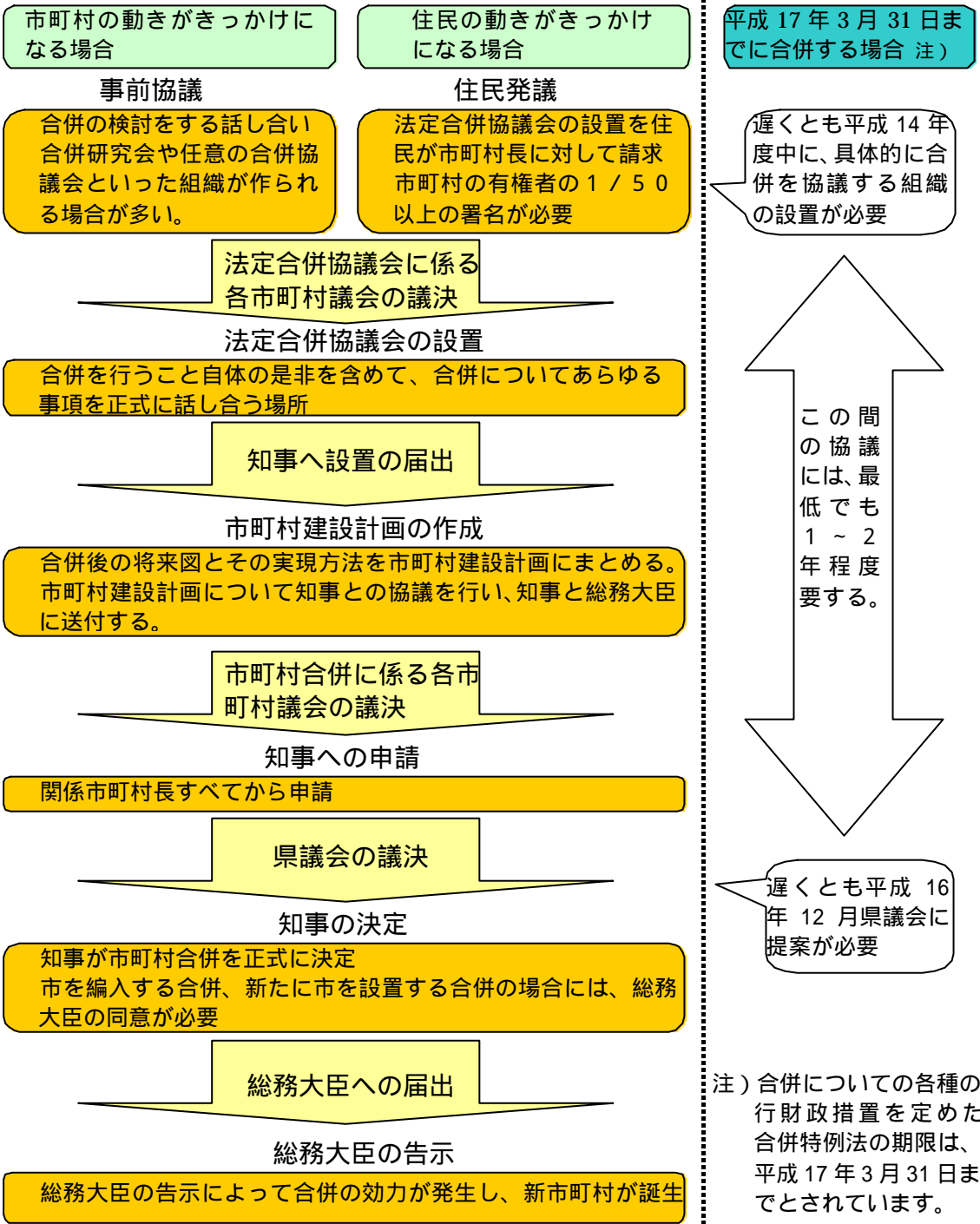
広域行政に関する情報の提供

広域行政に関するホームページの充実  
ホームページアドレスは、<http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/> です。  
広域行政に関するニューズレターの作成  
広域行政に関するシミュレーションの実施  
市町村や住民の方々の依頼に基づいて合併による具体的な行財政の効率化についてシミュレーションを実施します。

広域行政に関する市町村や民間の取組みへの支援

広域行政相談コーナーの設置  
市町村や住民の方々が広域行政に取り組む際の身近な相談窓口を各地方振興局に設置しています。  
広域行政に関する取組みへの財政的支援  
市町村や民間団体が広域行政について具体的な検討を行う際に必要な経費について補助します。  
広域連合の設置準備、合併の協議に対する財政的支援  
広域連合の設立のための準備経費や、市町村が合併のために協議を行う際の経費について交付金を交付します。

# 市町村合併までの主な手続き



## お問い合わせ先

福島県総務部市町村課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 : 024-521-7058 Fax: 024-521-7904

E-mail: municipal@pref.fukushima.jp URL: http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/

## 広域行政相談コーナー

県北地方振興局企画振興部地域振興課	: 024 - 521 - 7622	県中地方振興局企画振興部地域振興課	: 024 - 935 - 1217
県南地方振興局企画振興部地域振興課	: 0248 - 23 - 1505	会津地方振興局企画振興部地域振興課	: 0242 - 29 - 5217
南会津地方振興局企画振興部地域振興課	: 0241 - 62 - 5204	相双地方振興局企画振興部地域振興課	: 0244 - 26 - 1116
いわき地方振興局企画振興部地域振興課	: 0246 - 24 - 6005		